

アジアへ中古の電動車いすを送りませんか？

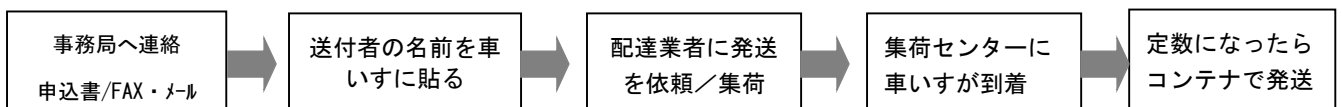


Let's Move To Change The Society

不要になった中古の電動車いすをアジア（最初はパキスタン）へ送りませんか。現地障がい者の日常生活の自立を支援し、また就労の促進を目的として、日本で不要となった電動車いすを集め、定期的にアジア諸国へ送付する活動を行っております。今まで途上国でも電動車いすは素晴らしい可能性を開き、宝物のようにされてきました。しかしフィッティングの問題や壊れてしまうと修理ができず、廃物となることが多くありました。当活動は現地に障がい当事者達によって 整備場をつくり、日本から修理やシーティング等、様々な技術の提供を行います。それによりその国で修理して使い続けることが可能となります。車いすは多少壊れていてもかまいません。不要になった電動車いすがあれば、是非当プロジェクト迄送ってください。その一台は、きっと手動車いすの使えない方の人生も大きく開かれることと思います。 ※活動の詳細はウェブサイトをご参照下さい。 <http://www.sakura-pk.org>



◎車いすの送り方の流れ

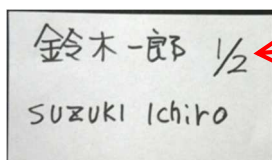


1) 事務局へ連絡

車いすを提供下さる時は「電動車いす送付申込書」に必要事項をご記入の上、Eメール・Fax・郵送のいずれかに事務局までご連絡下さい。申込書は下記事務局又は全国の自立生活センターにもありますが、ファックスにて送る事もできます。ホームページからのダウンロードも可能です。

2) 送付者の名前を車いすにセロテープ等で貼る

10×5cm位の紙に漢字とローマ字でお名前をご記入のうえ、車いすの見やすい箇所にしっかりと貼る。



複数台の場合には番号も

記載して下さい(台数を分数で記入)

この辺りに貼る



3) 配達業者に発送を依頼/集荷

・送料は提供者様でご負担願います。個人の方はヤマト運輸の「らくらく家財宅急便」を利用すると、梱包の必要がなく、比較的安く送ることができます。（現在は殆どありませんが、液体バッテリー搭載車は送れません）

・電動車いすをできるだけコンパクトにする。（可能なものは折畳み、フットレストも外せるものは座席に置く）・その寸法を測る。車いすの幅、奥行き、高さの合計を伝える（200cm以下と250cm以下では金額が違う）

・「らくらく家財宅急便」に電話で依頼する。フリーダイヤル 0120-008-008 集荷場迄の金額も分かります。

・インターネットでの申込み。 https://form.008008.jp/mitumori/PKZI0100Action_doInit.action 「らくらく家財宅急便」でも検索できます。

4) 集荷センターに車いすが到着 当プロジェクト集荷センターにて車いすを受け取ります。

E-mail: sakura-pk@live.jp Web: <http://www.sakura-pk.org>

NPO さくら・車いすプロジェクト事務局 住所: 〒130-0004 東京都墨田区本所 4-27-3

電動車いす送付申込書



Let's Move To Change The Society

申込日 年 月 日

1) お名前 (必須)	(ふりがな)
2) ご住所 (必須)	〒
3) お電話番号 (必須)	
4) Eメールアドレス (必須)	
5) 発送予定日 (必須)	
6) 所属団体 (任意)	
7) どこでこのプロジェクトを知りましたか	当てはまるものに○をつけて下さい。 ①車いす業者 ②自立生活センター ③友人 ④マスコミ ⑤その他 ()
8) 車いすの情報 (メーカー、機種/使用期間/故障箇所、破損状況等、分かる範囲で)	
※複数台の場合は一台に一枚後記入ください。	
9) 車いすを受け取る人へのメッセージ (任意)	
10) その他	

申込書Fax先: (車いすの送付先とは異なります。) **Fax 送付先: 03-5637-7900**

車いす送付先:

さくら車いすプロジェクト、集荷センター

住所: 〒306-0624 茨城県坂東市矢作 3093-1Far East Trading (中古自動車集荷場) 内

TEL: 0297-34-9270

※このプロジェクトは「全国自立生活センター協議会」「日本車いすシーティング協会」「Pakistan chamber Japan」「DPI 日本会議」「メインストリーム協会」「ヒューマンケア協会」他有志の協力で支えられております。

E-mail: sakura-pk@live.jp Web: <http://www.sakura-pk.org>

NPO さくら・車いすプロジェクト事務局 住所: 〒130-0004 東京都墨田区本所 4-27-3